

# 令和3年度第2回登米市入札契約監視委員会

日時：令和3年12月21日（火）

午後2時00分～

場所：登米市役所迫庁舎

3階 第3委員会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 副市長あいさつ

### 3 報告

(1) 令和3年度（上半期）入札及び契約の状況報告・・・資料1

(2) 指名停止措置の状況報告・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

(3) その他

### 4 議題

(1) 抽出事案の審議・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

(2) 過去3年間の入札結果の検証

### 5 その他

令和3年度(上半期)入札方式別集計表

令和3年4月1日～9月30日入札執行分

入札方式	件数	区分・品目	備考
①条件付一般競争入札	3件	工事計 3件 土木一式工事 2件 水道施設工事 1件	※低入札価格調査3件
②制限付一般競争入札	36件	工事計 33件 土木一式工事 10件 建築一式工事 4件 電気工事 1件 管工事 1件 舗装工事 9件 機械器具設置工事 1件 水道施設工事 6件 解体工事 1件 建設関連業務 3件	※低入札価格調査11件
④総合評価一般競争入札	5件	工事計 5件 土木一式工事 5件	
⑤指名競争入札	172件	工事計 61件 土木一式工事 11件 建築一式工事 4件 とび・土工・コンクリート工事 3件 電気工事 6件 管工事 4件 浄化槽設置工事 20件 舗装工事 8件 塗装工事 1件 水道施設工事 3件 消防施設工事 1件 建設関連業務 24件 物品(購入・製造・賃貸) 36件 役務の提供 51件	
総契約件数	216件		

## 指名停止情報

令和3年12月1日現在

番号	商号又は名称	所在	指名停止の始期	指名停止の終期	指名停止 期 間	指名停止する登録業種	指名停止措置事由
1	(株)間瀬コンサルタント	東京都 世田谷区	令和3年11月16日	令和3年12月15日	1月	建設関連業務	粗雑工事等
2	森松工業(株)	岐阜県 本巣市	令和3年3月30日	令和3年12月29日	9月	建設工事	贈賄

## 審議案件一覧

No.	入札方式	工事名称（業務名称）	区分・種目	予定価格 (税抜) (円)	担当課	備考
1	条件付 一般競争入札 (低入札価格調査方式)	水道1号線布設替工事	水道施設工事	295,267,848	水道施設課	
2	制限付 一般競争入札 (低入札価格調査方式)	令和3年度新田地区農業集落排水処理施設 (機能強化) 機械設備更新工事	機械器具設置工事	46,140,348	下水道施設課	
3	指名競争入札	暖房設備保守点検業務委託（佐沼小学校外10 施設）	役務の提供 (業務委託)	874,000	学校教育課	
4	随意契約	登米インター工業団地開発変更許可等作成業 務	建設関連業務	26,713,000	道路課	
5	随意契約	道の駅みなみかた多段オープン冷蔵ショー ケース購入	物品（購入）	1,520,000	地域ビジネス 支援課	

令和3年度第2回登米市入札契約監視委員会

審議概要	
案件No	1
案件名	水道1号線布設替工事
入札経過及び結果等	本工事は、条件付一般競争入札により入札を執行し、1社のみ応札で、落札率は99.7%であった。低入札価格調査方式によるものとしたが、調査基準価格以上であったため、低入札価格調査の対象とはならなかったもの
事業概要	水道1号線は主要な基幹管路で、法定耐用年数の40年を経過しており老朽化が進行している。現在の管は耐震性が低いため、漏水事故が発生した場合、登米市の8割以上が断水する大きなリスクがあることから、地震等の災害に対応できるような耐震性能を持った配水管に布設替えを行うもの
委員会意見	具体的な工事内容や環境条件等について説明を受け、業者選定方法の決定経緯は理解できたものの、工事費が巨額であったにもかかわらず応札したのは1社のみで、落札率が100%に近く、3回目の入札で落札となった。このような経過は客観的に見て問題を指摘される可能性を含んでいる。 こうした事態を未然に防ぐためには、複数の業者が応札できるように所在地要件を緩和して入札資格を拡大するなど、競争条件を確保することが必要と考える。

審議概要	
案件No	2
案件名	令和3年度新田地区農業集落排水処理施設（機能強化）機械設備更新工事
入札経過及び結果等	本工事は、制限付一般競争入札により入札を執行し、1社のみ応札で、落札率は95.7%であった。低入札価格調査方式によるものとしたが、調査基準価格以上であったため、低入札価格調査の対象とはならなかったもの
事業概要	この施設は、農村地区における下水道（し尿や生活排水）を処理する施設で、平成9年から供用を開始している。今回の工事は、耐用年数を超過している機械設備、電気設備の更新と劣化している水槽の工事を実施するもの
委員会意見	この案件も入札への参加業者が1社のみで、落札率は予定価格に非常に近かった。機械設備の更新とその後の維持管理を同時にできる業者でなければならぬことに加え、設備を使用しながらの作業となるため、業務に精通し自治体での工事実績のある業者数が限られているとの説明であったが、等級を下げるなどして複数の業者が参加でき、競争原理が働くような取組も検討してはいかかがか。

審議概要	
案件No	3
案件名	暖房設備保守点検業務委託（佐沼小学校外10施設）
入札経過及び結果等	この案件は、指名競争入札で執行し、市内の登録業者10社を指名し、3社が応札。落札業者以外の2社については予定価格に達しなかったもので、落札率は100%であった。
事業概要	この業務は、市内幼稚園、小学校、中学校の暖房設備を使用前に点検し、故障や不具合等を事前に確認することで、児童生徒がトラブルなく快適に学業に専念できる環境を整えるもの 業務の内容は、FF式の暖房機と燃料供給部分を含めての保守点検、整備、清掃となっており、冬期間の使用に備え秋口に実施するものである。
委員会意見	暖房設備保守点検業務の対象は11施設であり、各施設の費用を積み重ねていった結果、予定価格と一致したとの説明であった。奇跡的とも考えられるが、一方で業務内容が絞られており、確度の高い見積となったことも考えられるため、他のエリアの状況についても比較してみることで、業者側の作為の有無が確認できる可能性があると考えられる。 この案件に限らず、教育施設とそこに入出入りする業者との関係があまり近くなり過ぎないように注意しなければならない。また、市の同様の業務について、年度ごとの落札状況を同じ何社かの業者が同様のシェアで落札していないかなど、適正な疑義の中で分析することも必要ではないか。 学校の設備等に関しては、継続的な使い勝手の良さも大切な優先項目になると考えられるので、競争入札による決定になじむものかどうかを再考してもよいのではないかと考える。

審議概要	
案件No	4
案件名	登米インター工業団地開発変更許可等作成業務
入札経過及び結果等	この業務については、登米インター工業団地の整備が完了したことに伴い、確定測量を実施し、開発許可・林地開発変更の申請書の作成業務を委託するもの
事業概要	随意契約とした理由は、現場の状況等を熟知していることや現地調査など測量関係の経費削減が見込めること、また、開発許可申請書の作成に必要な資格を持ち、当初の申請をこの業者が行ったことから、書類作成にも精通しており、円滑に適正な業務ができるためである。
委員会意見	この案件については、契約金額が高額であって、落札率が99.5%であったため審議案件に選定したものであるが、以前開発計画書を作成した業者であったため何ら問題はなかったことがわかった。契約金額は担当課が業者と十分下打ち合わせを行ったうえで決められた金額であるが、価格の妥当性については見積比較を行った際の業者等の情報を明確にしておくことが必要と考える。

審議概要	
案件No	5
案件名	道の駅みなみかた多段オープン冷蔵ショーケース購入
入札経過及び結果等	<p>本件は、道の駅みなみかたに設置している冷蔵ショーケースが、令和3年8月27日に故障し、修理不可能となったことから、2台を購入したものの            随意契約の理由は、冷蔵ショーケースの故障により直売所の運営に支障をきたすことから、早急に入れ替えを行う必要が生じた。市内外の業者に確認したところ、納品までに早くとも1か月半程度を要するとの回答であったが、保守業務を委託している落札業者において、同等品の在庫があり1週間程度で納品設置が可能であったため、緊急を要するときの規定に基づき契約したもの</p>
事業概要	
委員会意見	<p>この案件については、物品の購入では比較的金額が大きいにもかかわらず随意契約となっており、落札率が100%であったため審議案件に選定したものである。当該設備が故障し修理不可となったため、緊急で同じ機能の設備を購入しなければならず、方々探していたところ、保守業務を委託している業者が同等品を在庫として所有していたことから、早速この業者と契約し購入したという経緯であった。随意契約の理由が緊急のためとのことで問題がないことを確認した。</p>

総合的所見	
委員会意見	<p>今回の審議では特に問題となる案件はなかったが、このことはすべて好ましかったということの意味してはいない。案件4・5については問題なしと言い切ることができるが、案件1・2・3については、改善の余地があったと思っている。</p> <p>高額な工事が適正に応札されているという客観性の担保が必要であることは言うまでもないが、そのためには、応札社数が複数で競争原理が働いていることが基本的要件となる。予定価格の積算が容易になってきている昨今、透明性と競争性の確保が必要であると思われる。</p> <p>発注における行政側の様々な検討と取り組みがなされていること、また、それらを踏まえ、業者側も落札に向けなお一層の努力をし、確度の高い見積金額の提示がされていることは理解できるが、予定価格に対する落札率が全般的に高いという印象も拭い得ない。発注側は、日々新たな発注の仕組みの検討が求められているものと考えられるため、指名委員会等で複眼的にそれらを検討していただけることを期待したい。</p> <p>以上述べたように、どのようにして競争条件を維持していくか、入札方法や業者選定条件の設定について一層工夫する余地があると思われる。また、その前段階の業者登録の書類作成、提出方法などの簡素化も進め、応募しやすくしていくべきであろう。さらに、公正な競争についても共通認識を得るために、行政側と登録業者やこれから登録しそうな業者との双方を対象にした研修会の実施はこれからも行っていくべきであろう。</p> <p>限られた税金を効率よく使うためには、公正な競争が絶対必要条件となる。</p>